

# 令和6年度 保育所等利用申込みのご案内

令和6年度の保育所等の利用申込書受付は、下記の要領で実施します。

利用申込を希望される方は、この案内をよくお読みの上、必要書類をご提出ください。

## 1 保育所，認定こども園とは

保 育 所・・・就労などの為、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。

したがって、保育が必要であると判断された場合にのみ利用することが出来ます。

認定こども園・・・教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方を併せ持っている施設です。

## 2 保育の必要性の認定

保育所等を利用するには、保育の必要性の認定を受けることが必要です。以下の項目は保育の必要性の事由であり、そのいずれかに該当することにより保育の必要性が認められ、支給認定書が交付されます。

項目	内容	摘要
① 就労	1か月に48時間以上労働する事を常態としている場合	
② 妊娠，出産	妊娠中又は出産後間がなく，児童の保育ができない場合	予定日の2か月前から出産後概ね6か月の間入所できます
③ 保護者の病気，障害	保護者が疾病や負傷している場合 保護者が精神や身体に障がい有している場合	
④ 介護，看護	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合	
⑤ 災害復旧	火災，風水害及び地震等により被災し，その復旧の間，児童の保育ができない場合	復旧に要する期間入所できます
⑥ 求職中	保護者が求職活動（起業の準備を含む）をしている場合	入所日より2か月の末日まで入所できます
⑦ 就学	保護者が在學生（職業訓練校等における職業訓練を含む）であるため，児童の保育ができない場合	
⑧ 虐待，DV	児童の虐待又は再発のおそれがある場合 配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合	
⑨ 育児休業	育児休業を取得する時，すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	産後12か月の末日以内入所できます

## 3 保育標準期間認定と保育短時間認定

平成27年4月から保育の必要性の事由に応じて「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

保育標準時間認定	保育短時間認定
【1日当たり11時間の保育を行う】 ① 就労：1か月の労働時間が120時間以上であること ② 出産等 ③保護者の病気・障害 ④ 病人の看護：1か月の看護に要する時間が120時間以上であること ⑤ 災害の復旧 ⑥ 求職中 ⑦ 就学・職業訓練 ⑧ 虐待，DV ⑨ 育児休業	【1日当たり8時間の保育を行う】 ① 就労：1か月の労働時間が48時間以上120時間未満であること ④ 病人の看護：1か月の看護に要する時間が48時間以上120時間未満であること

## 4 申込書の提出先及び受付期間

### (1) 新年度当初の利用申込み

※先着順の取り扱いはいたしません。必要書類を揃えた上で、期限内に提出してください。

### **受付期間 令和6年1月4日（木）～ 令和6年1月31日（水）**

在園児の提出先	新規園児の提出先
引き続き保育所の利用を希望される場合は、現在利用している保育所等へ提出してください。（必要書類が揃っているか確認する場合がありますので、ご了承ください。） ※受付期間以降は新規園児として扱います。	大崎町役場 保健福祉課 こども家庭係 （③番窓口） ※受付期間以降は申込順に受け付けます。

### (2) 年度途中の利用申込み

役場こども家庭係（③番窓口）で随時受け付けます。

なお、新年度当初の利用申込みと違い、利用申込順に入所案内することになりますのでご注意ください。

※1号認定（幼児教育部分）を希望の方は、認定こども園へ直接お申込みください。

## 5 利用申込みに必要な書類

※書類不備の方は利用申込書の受け付けができません。

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申込書《児童1人につき1部》
- (2) 同意書兼誓約書
- (3) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書《1号で預かり保育利用の方のみ》
- (4) 保育が必要な事由に該当する証明書類（下表を参照）《2・3号認定の方及び1号で預かり保育利用の方のみ》

保育が必要な事由	必要書類
① 就労（就労内定している）	就労証明書（父、母それぞれ必要です）
② 妊娠、出産	母子健康手帳の写しなど誕生日または出産予定日が分かるもの
③ 保護者の病気、障害	医師の診断書、障害者手帳などその内容を証明できるもの
④ 介護、看護	介護、看護が必要であることがわかるもの（医師の診断書、介護保険証の写し等）
⑤ 災害復旧	り災証明書
⑥ 求職中	求職活動中であることを証明するもの（ハローワーク受付票の写し等）
⑦ 就学、職業訓練	在学証明書、職業訓練校に通っている状況が分かるもの
⑧ 虐待、DV	保護命令、虐待またはDV被害者であることが分かるもの
⑨ 育児休業	就労証明書（「9 育児休業の取得」の欄に記入）

## 6 入所決定

- ・ 申込書類により入所基準の審査を行い、保育所等での保育の必要があると認められた場合に決定します。
- ・ 定員の関係上、第一希望の保育所等に入所できないことがありますのでご了承ください。
- ・ 次のような場合には、入所決定の保留や取消しを行うことがありますのでご注意ください。

- (1) 保育所利用料を滞納している場合（分納誓約不履行者等）
- (2) 申請書や証明書に不備がある場合及び申請内容に虚偽があった場合

## 7 利用者負担（保育所利用料）月額 （R5.12.1現在）

（保育認定）

階層	階層区分		2号認定 (満3歳以上)	3号認定 (満3歳未満)
1	生活保護世帯等		0円	0円
2	町民税非課税世帯	ひとり親世帯等 以外の世帯	0円	0円
		ひとり親世帯等	0円	0円
3	48,600円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	0円	15,000円
		ひとり親世帯等	0円	5,400円
4-1	77,101円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	0円	22,000円
		ひとり親世帯等	0円	5,400円
4-2	97,000円未満		0円	22,000円
5	169,000円未満		0円	30,000円
6	301,000円未満		0円	37,000円
7	397,000円未満		0円	41,000円
8	397,000円以上		0円	41,000円


（教育認定）

階層	階層区分		1号認定 (満3歳以上)
1	生活保護世帯等		0円
2	町民税非課税世帯	ひとり親世帯等 以外の世帯	0円
		ひとり親世帯等	0円
3	町民税の所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等 以外の世帯	0円
		ひとり親世帯等	0円
4	211,200円以下		0円
5	211,201円以上		0円

（多子世帯に係る特例措置）

年齢	小3	5歳	2歳	備考
認定区分				
1号認定	(第1子)	(第2子) 無償化		小4以上 カウントしない
2,3号認定	(カウントしない)	(第1子) 無償化	(第2子) 半額	小1以上 カウントしない

※1号認定は3階層、2・3号認定は4-1階層までの世帯は、年齢制限なしでカウントします。


0円

令和5年4月から利用者に代わり大崎町が負担します

＜保育所利用料の算定＞

- ・保育所利用料は、世帯の町民税の所得割課税額（住宅借入金特別控除・配当控除など税額控除前）で決定します。
- ・祖父母等と同居している場合、祖父母のうち最多所得者の収入も含めて算定する場合があります。（世帯分離していても同一敷地内居住の場合は同居とみなします。）
- ・保育所利用料は9月に新年度に切り替えます。4月から8月までは前年度の税額、9月から3月までは現年度の税額を基に算定します。
- ・入所児童1人目（全額）・2人目（半額）・3人目以降（無料）になります。
- ・3号認定の副食費は利用料に含まれますが、1号認定・2号認定の副食費は園に直接支払いをします。（金額は園により異なります）

## 8 町内の保育所・認定こども園一覧 （R5.12.1現在）

保育所名	種類	定員	住所	電話番号
菱田保育園	保育所	40	菱田2601番地	477-0568
中沖保育園	保育所	40	菱田3093番地2	477-0027
野方保育園	認定こども園	80 (1号10人含む)	野方6095番地38	478-2324
大崎保育園	認定こども園	65 (1号15人含む)	假宿1862番地	476-0049
南光保育園	認定こども園	65 (1号15人含む)	假宿1554番地2	476-0025
大丸保育園	認定こども園	35 (1号5人含む)	横瀬2番地	476-0555
大崎幼稚園	認定こども園	85 (1号15人含む)	神領129番地	476-3455

- ・ 保育時間 7：00から18：00
- ・ 教育時間 9：00から13：00 （大崎保育園・南光保育園・野方保育園）  
10：00から14：00 （大丸保育園・大崎幼稚園）  
※預かり保育も実施（別途預かり保育料が必要です。）
- ・ 延長保育時間 18：00から19：00 （別途延長保育料金が必要です。）